

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「又は証券投資信託」を「証券投資信託」に改め、「証券投資信託をいう。」の下に

「又は法人税法第二条第二項に規定する信託」を加える。

第三十二条第一項第三号中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第三十三条第一項を次のように改める。

所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を順次適用して計算した金額（課税山林所得金額が百五十万円をこえる場合にあつては、当該課税山林所得金額の五分の一の金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる税率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額）の合計額によつて課する。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円をこえる金額	百分の四

第三十三条の二の次に次の一条を加える。  
（個人の県民税の申告）

第三十三条の三 第二十九条第一項第一号の者のうち法第三百七十七条の二第一項から第三項までの規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の二の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第三十七条の二第一号を次のように改める。

一 法第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村にあつては、個人の県民税に係る徴税令書及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数を、それぞれ三十五円に乘じて得た金額の合計額

第三十七条の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「百分の二」を「百分の七」に改め、同号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村にあつては、個人の県民税に係る徴税令書及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数を、それぞれ五十円に乘じて得た金額の合計額

第四十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき法人等は、当該申告書（法第五十三条第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第四十三条の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

第四十七条の二中「又は証券投資信託を」、「証券投資信託」に改め、「証券投資信託をいう。」の下に「又は法人税法第二条第二項に規定する信託」を加える。第五十条第一項第二号中「年五十万円以下の金額の百分の七」を「年百万円以下の金額の百分の六」に、「年

五十万円をこえる金額」を「年百万円をこえる金額」に改め、「所得のうち年五十万円をこえ百万円以下の金額の百分の八」を削り、「百分の十」を「百分の九」に改め、同項第三号中「所得のうち年五十万円以下の金額の百分の六所得のうち年五十万円をこえる金額の百分の八」を「所得の百分の五」に改め、同項第五号中「百分の四」を「百分の三」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第三種事業（第五号に掲げるものを除く。）」を削り、「百分の六」を「百分の四」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 第三種事業（第六号に掲げるものを除く。）を行なう個人 所得の百分の五

第五十条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。第五十二条第一号中「二月以内」の下に「（外国法人が第二十一条に規定する納税管理人の申告をしないので地方税法施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合においては、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日又は当該事務所又は事業所を有しないこと

となる日のいずれか早い日まで）」を加える。

第六十八条の四中「法第七十三条の二十七の二」を「法第七十三条の二十七の三」に改め、同条を第六十八条の七とし、第六十八条の三中「法第七十三条の二十七の二」を「法第七十三条の二十七の三」に改め、同条を第六十八条の六とし、第六十八条の二の次に次の三条を加える。

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額に関する申請）

第六十八条の三 法第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を第六十四条の規定による申告をする際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

- 一 不動産の所在及び名称
  - 二 不動産を取得した年月日
  - 三 収用され又は譲渡した不動産の所在及び名称
  - 四 不動産を収用され又は譲渡した年月日
- （被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取

得税の徴収猶予に関する申請)

第六十八条の四 法第七十三条の二十七の第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、不動産を取得した日から一年以内に当該不動産以外の不動産を収用され又は譲渡することによる申告をする際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

- 一 不動産の所在及び名称
- 二 不動産を収用され又は譲渡した年月日

2 第六十八条第二項及び第六十九条の規定は、法第七十三条の二十七の第二項の規定による不動産取得税の徴収猶予の取消し及び還付について準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第六十八条の五 法第七十三条の二十七の第三項の規定に該当する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- 一 譲渡担保財産の所在及び名称
- 二 譲渡担保財産の設定の年月日
- 三 譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該担保財産を移転した年月日

改正後の第六十八条の七の次に次の四条を加える。  
(防災建築街区造成組合の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第六十八条の八 法第七十三条の二十七の第四項の規定に該当する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- 一 不動産の所在及び名称
- 二 不動産を取得した年月日
- 三 不動産を譲渡した年月日

(防災建築街区造成組合の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請)

第六十八条の九 法第七十三条の二十七の第四項の規定に基づき、徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第一項に規定する

譲渡をすることを証明するにたる書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

- 一 不動産の所在及び名称
- 二 不動産を取得した年月日
- 三 不動産を譲渡する予定年月日

2 第六十八条第二項及び第六十九条の規定は、法第七十三条の二十七の第四項の規定による不動産取得税の徴収猶予の取消し及び還付について準用する。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第六十八条の十 法第七十三条の二十七の五第一項の規定に該当する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- 一 不動産の所在及び名称
- 二 不動産を取得した年月日
- 三 不動産を譲渡した年月日

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の

徴収猶予に関する申請)

第六十八条の十一 法第七十三条の二十七の五第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第一項に規定する譲渡をすることを証明するにたる書類を添付して、第六十四条の規定による申告する際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

- 一 不動産の所在及び名称
- 二 不動産を取得した年月日
- 三 不動産を譲渡する予定年月日

2 第六十八条第二項及び第六十九条の規定は、法第七十三条の二十七の五第三項の規定による不動産取得税の徴収猶予の取消し及び還付について準用する。

第七十一条第一項中「小売人がその販売の時によるべき同法第三十四条第一項の小売定価(以下本節中「小売定価」という。)」を「第三項の規定によつて算定した金額」に改め、同条第二項中「その売渡しの時によるべき小売定価」を「次項の規定によつて算定した金額」

に改め、同条に次の二項を加える。

3 たばこ消費税の課税標準は、公社が当該年度の初日の属する年の前年の二月一日から当該年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に小売人に売り渡した製造たばこについて小売人がその販売の時によるべき小売定価(たばこ専売法第三十四条第一項の小売定価をいう。以下本項中「小売定価」という。)及び公社が当該期間内に国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこについてその売渡しの時によるべき小売定価の合計額を、当該製造たばこの本数の合計本数で除して得た額(以下本項及び次項中「課税標準算定の基礎となる額」という。)に、公社が当該年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間において県内に所在する営業所を有する小売人に対して売り渡した製造たばこ又は県内に所在する公社の事務所が国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数を乗じて得た金額とする。

4 課税標準算定の基礎となる額は、製造たばこ一本当たりの額を円で表示するものとし、小数点以下三位未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

5 第三項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、紙巻たばこ以外の製造たばこの本数の算定については、刻みたばこは一グラムをもつて、葉巻たばこは十分の一本をもつて、それぞれ紙巻たばこの一本に換算し、パイプたばこは一包装単位をもつて紙巻たばこの五十本に換算するものとする。  
第七十二条中「百分の八」を「百分の九」に改める。  
第七十四条中「毎月二十五日」を「毎月末日」に改める。  
第七十七条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とする。  
第七十八条第五項中「、ビンゴゲーム場、囲碁会所及び将棋会所」を「及びビンゴゲーム場」に改める。  
第七十九条第一項中「百分の十五」を「百分の十」に改め、同条第二項中「囲碁会所、将棋会所」  
一級 一面につき 月額五百円

二級	四百円
三級	三百円
四級	二百円
五級	百円

を削る。

第七十九条第三項を次のように改める。  
3 前項の表の中欄に掲げる等級は、当該施設の利用率等を基準として知事が定める。

第九十四条の二第一項中「(第九十五条第一号に規定する飲食を除く。以下本条及び第九十四条の四第一項において同じ。)」を削り、「五百円」を「八百円」に改める。

第九十四条の四第二項中「旅館」の下に「(施行令で定めるものを除く。)」を加える。

第九十五条を次のように改める。

(料理飲食等消費税の税率)

第九十五条 料理飲食等消費税の税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 一人一回の遊興、飲食又はその他の利用行為の料金が三千円をこえるもの 百分の十五
  - 二 一人一回の遊興、飲食又はその他の利用行為の料金が三千円以下のもの及び宿泊の料金(一泊につき二食までの料金を含む。) 百分の十
- 第九十七条中第二項及び第三項を削り、第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。  
第九十八条及び第九十九条中「毎月十五日」を「毎月末日」に改める。  
第一百一条第三項中「八百円」を「千円」に、「三百円」を「五百円」に改める。  
第一百十条第一号中「営業用 年額八千円」  
「営業用 年額一万六千円」を  
「営業用 年額八千円」  
総排気量が一リットル以下のもの 年額六千円  
一リットルをこえ、一・五リットル以下のもの 年額七千円  
一・五リットルをこえるもの 年額八千円

家用

総排気量が一リットル以下のもの 年額一万二千円

一・五リットルをこえ、一・五リットル以下のもの 年額一万四千円

一・五リットルをこえ 年額一万六千円

に改める。

第百十条第二号ただし書中「次に掲げる額にそれぞれ」の下に「総排気量が一リットル以下のものについては三千円を、総排気量が一リットルをこえ一・五リットル以下のものについては四千円を、総排気量が一・五リットルをこえるものについては」を加える。

第百十四条各号列記以外の部分中「七日」を「二十日」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 総排気量

第百十四条第七号を次のように改める。

七 自動車登録番号

第百十六条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第三号に規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

第百三十九条第四号中「林業を営む者」の下に「その他施行令で定める者」を加える。

第百四十三条第一項中「毎月十五日」を「毎月末日」に改める。

第百四十五条第一号から第三号まで中「毎月十五日」を「毎月末日」に、同条第四号中「十五日」を「三十日」に改める。

別表を次のように改める。

別表

簡易税額表

課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金	以上未滿		税額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金	以上未滿		税額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金	以上未滿		税額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金	以上未滿		税額
	円	円			円	円			円	円			円	円	
500円未滿	500	1,000	0	10,000	10,500	200	200	20,000	20,500	400	30,000	31,000	600	500	600
1,000	1,500	2,000	10	10,500	11,000	210	210	20,500	21,000	410	31,000	32,000	620	510	620
1,500	2,000	2,500	20	11,000	11,500	220	220	21,000	21,500	420	32,000	33,000	640	520	640
2,000	2,500	3,000	30	11,500	12,000	230	230	21,500	22,000	430	33,000	34,000	660	530	660
2,500	3,000	3,500	40	12,000	12,500	240	240	22,000	22,500	440	34,000	35,000	680	540	680
3,000	3,500	4,000	50	12,500	13,000	250	250	22,500	23,000	450	35,000	36,000	700	550	700
3,500	4,000	4,500	60	13,000	13,500	260	260	23,000	23,500	460	36,000	37,000	720	560	720
4,000	4,500	5,000	70	13,500	14,000	270	270	23,500	24,000	470	37,000	38,000	740	570	740
4,500	5,000	5,500	80	14,000	14,500	280	280	24,000	24,500	480	38,000	39,000	760	580	760
5,000	5,500	6,000	90	14,500	15,000	290	290	24,500	25,000	490	39,000	40,000	780	590	780
5,500	6,000	6,500	100	15,000	15,500	300	300	25,000	25,500	500	40,000	41,000	800	600	800
6,000	6,500	7,000	110	15,500	16,000	310	310	25,500	26,000	510	41,000	42,000	820	610	820
6,500	7,000	7,500	120	16,000	16,500	320	320	26,000	26,500	520	42,000	43,000	840	620	840
7,000	7,500	8,000	130	16,500	17,000	330	330	26,500	27,000	530	43,000	44,000	860	630	860
7,500	8,000	8,500	140	17,000	17,500	340	340	27,000	27,500	540	44,000	45,000	880	640	880
8,000	8,500	9,000	150	17,500	18,000	350	350	27,500	28,000	550	45,000	46,000	900	650	900
8,500	9,000	9,500	160	18,000	18,500	360	360	28,000	28,500	560	46,000	47,000	920	660	920
9,000	9,500	10,000	170	18,500	19,000	370	370	28,500	29,000	570	47,000	48,000	940	670	940
9,500	10,000	10,500	180	19,000	19,500	380	380	29,000	29,500	580	48,000	49,000	960	680	960
10,000	10,500	11,000	190	19,500	20,000	390	390	29,500	30,000	590	49,000	50,000	980	690	980

課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額		税額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額		税額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額		税額		
	以上	未満		以上	未満		以上	未満			
50,000	51,000	1,000	71,000	72,000	1,000	94,000	96,000	1,880	136,000	138,000	2,720
51,000	52,000	1,000	72,000	73,000	1,000	96,000	98,000	1,920	138,000	140,000	2,760
52,000	53,000	1,000	73,000	74,000	1,000	98,000	100,000	1,960	140,000	142,000	2,800
53,000	54,000	1,000	74,000	75,000	1,000	100,000	102,000	2,000	142,000	144,000	2,840
54,000	55,000	1,000	75,000	76,000	1,000	102,000	104,000	2,040	144,000	146,000	2,880
55,000	56,000	1,000	76,000	77,000	1,000	104,000	106,000	2,080	146,000	148,000	2,920
56,000	57,000	1,000	77,000	78,000	1,000	106,000	108,000	2,120	148,000	150,000	2,960
57,000	58,000	1,000	78,000	79,000	1,000	108,000	110,000	2,160	150,000	152,000	3,000
58,000	59,000	1,000	79,000	80,000	1,000	110,000	112,000	2,200	152,000	154,000	3,040
59,000	60,000	1,000	80,000	81,000	1,000	112,000	114,000	2,240	154,000	156,000	3,080
60,000	61,000	1,000	81,000	82,000	1,000	114,000	116,000	2,280	156,000	158,000	3,120
61,000	62,000	1,000	82,000	83,000	1,000	116,000	118,000	2,320	158,000	160,000	3,160
62,000	63,000	1,000	83,000	84,000	1,000	118,000	120,000	2,360	160,000	162,000	3,200
63,000	64,000	1,000	84,000	85,000	1,000	120,000	122,000	2,400	162,000	164,000	3,240
64,000	65,000	1,000	85,000	86,000	1,000	122,000	124,000	2,440	164,000	166,000	3,280
65,000	66,000	1,000	86,000	87,000	1,000	124,000	126,000	2,480	166,000	168,000	3,320
66,000	67,000	1,000	87,000	88,000	1,000	126,000	128,000	2,520	168,000	170,000	3,360
67,000	68,000	1,000	88,000	89,000	1,000	128,000	130,000	2,560	170,000	172,000	3,400
68,000	69,000	1,000	89,000	90,000	1,000	130,000	132,000	2,600	172,000	174,000	3,440
69,000	70,000	1,000	90,000	92,000	2,000	132,000	134,000	2,640	174,000	176,000	3,480
70,000	71,000	1,000	92,000	94,000	2,000	134,000	136,000	2,680	176,000	178,000	3,520

課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額		税額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額		税額	課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額		税額		
	以上	未満		以上	未満		以上	未満			
178,000	180,000	2,000	225,000	228,000	3,000	288,000	291,000	5,760	351,000	354,000	7,020
180,000	182,000	2,000	228,000	231,000	3,000	291,000	294,000	5,820	354,000	357,000	7,080
182,000	184,000	2,000	231,000	234,000	3,000	294,000	297,000	5,880	357,000	360,000	7,140
184,000	186,000	2,000	234,000	237,000	3,000	297,000	300,000	5,940	360,000	363,000	7,200
186,000	188,000	2,000	237,000	240,000	3,000	300,000	303,000	6,000	363,000	366,000	7,260
188,000	190,000	2,000	240,000	243,000	3,000	303,000	306,000	6,060	366,000	369,000	7,320
190,000	192,000	2,000	243,000	246,000	3,000	306,000	309,000	6,120	369,000	372,000	7,380
192,000	194,000	2,000	246,000	249,000	3,000	309,000	312,000	6,180	372,000	375,000	7,440
194,000	196,000	2,000	249,000	252,000	3,000	312,000	315,000	6,240	375,000	378,000	7,500
196,000	198,000	2,000	252,000	255,000	3,000	315,000	318,000	6,300	378,000	381,000	7,560
198,000	200,000	2,000	255,000	258,000	3,000	318,000	321,000	6,360	381,000	384,000	7,620
200,000	202,000	2,000	258,000	261,000	3,000	321,000	324,000	6,420	384,000	387,000	7,680
202,000	204,000	2,000	261,000	264,000	3,000	324,000	327,000	6,480	387,000	390,000	7,740
204,000	206,000	2,000	264,000	267,000	3,000	327,000	330,000	6,540	390,000	394,000	7,800
206,000	208,000	2,000	267,000	270,000	3,000	330,000	333,000	6,600	394,000	398,000	7,860
208,000	210,000	2,000	270,000	273,000	3,000	333,000	336,000	6,660	398,000	402,000	7,920
210,000	213,000	3,000	273,000	276,000	3,000	336,000	339,000	6,720	402,000	406,000	8,040
213,000	216,000	3,000	276,000	279,000	3,000	339,000	342,000	6,780	406,000	410,000	8,120
216,000	219,000	3,000	279,000	282,000	3,000	342,000	345,000	6,840	410,000	414,000	8,200
219,000	222,000	3,000	282,000	285,000	3,000	345,000	348,000	6,900	414,000	418,000	8,280
222,000	225,000	3,000	285,000	288,000	3,000	348,000	351,000	6,960	418,000	422,000	8,360

00930

課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額	課税総所得金額		税額	課税総所得金額		税額	課税総所得金額		税額	課税総所得金額		税額
	以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
422,000	426,000	8,440	510,000	514,000	10,280	598,000	602,000	11,960	700,000	705,000	14,000	
426,000	430,000	8,440	514,000	518,000	10,280	602,000	606,000	12,040	705,000	710,000	14,100	
430,000	434,000	8,600	518,000	522,000	10,360	606,000	610,000	12,120	710,000	715,000	14,200	
434,000	438,000	8,680	522,000	526,000	10,440	610,000	614,000	12,200	715,000	720,000	14,300	
438,000	442,000	8,760	526,000	530,000	10,520	614,000	618,000	12,280	720,000	725,000	14,400	
442,000	446,000	8,840	530,000	534,000	10,600	618,000	622,000	12,360	725,000	730,000	14,500	
446,000	450,000	8,920	534,000	538,000	10,680	622,000	626,000	12,440	730,000	735,000	14,600	
450,000	454,000	9,000	538,000	542,000	10,760	626,000	630,000	12,520	735,000	740,000	14,700	
454,000	458,000	9,080	542,000	546,000	10,840	630,000	635,000	12,600	740,000	745,000	14,800	
458,000	462,000	9,160	546,000	550,000	10,920	635,000	640,000	12,700	745,000	750,000	14,900	
462,000	466,000	9,240	550,000	554,000	11,000	640,000	645,000	12,800	750,000	755,000	15,000	
466,000	470,000	9,320	554,000	558,000	11,080	645,000	650,000	12,900	755,000	760,000	15,100	
470,000	474,000	9,400	558,000	562,000	11,160	650,000	655,000	13,000	760,000	765,000	15,200	
474,000	478,000	9,480	562,000	566,000	11,240	655,000	660,000	13,100	765,000	770,000	15,300	
478,000	482,000	9,560	566,000	570,000	11,320	660,000	665,000	13,200	770,000	775,000	15,400	
482,000	486,000	9,640	570,000	574,000	11,400	665,000	670,000	13,300	775,000	780,000	15,500	
486,000	490,000	9,720	574,000	578,000	11,480	670,000	675,000	13,400	780,000	785,000	15,600	
490,000	494,000	9,800	578,000	582,000	11,560	675,000	680,000	13,500	785,000	790,000	15,700	
494,000	498,000	9,880	582,000	586,000	11,640	680,000	685,000	13,600	790,000	795,000	15,800	
498,000	502,000	9,960	586,000	590,000	11,720	685,000	690,000	13,700	795,000	800,000	15,900	
502,000	506,000	10,040	590,000	594,000	11,800	690,000	695,000	13,800	800,000	805,000	16,000	
506,000	510,000	10,120	594,000	598,000	11,880	695,000	700,000	13,900	805,000	810,000	16,100	

00931

課税総所得金額 (調整所得金額) 課税退職所得金額 又は課税山林所得 金額	課税総所得金額		税額	課税総所得金額		税額	課税総所得金額		税額	課税総所得金額		税額
	以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
810,000	815,000	16,200	860,000	865,000	17,200	910,000	915,000	18,200	960,000	965,000	19,200	
815,000	820,000	16,300	865,000	870,000	17,300	915,000	920,000	18,300	965,000	970,000	19,300	
820,000	825,000	16,400	870,000	875,000	17,400	920,000	925,000	18,400	970,000	975,000	19,400	
825,000	830,000	16,500	875,000	880,000	17,500	925,000	930,000	18,500	975,000	980,000	19,500	
830,000	835,000	16,600	880,000	885,000	17,600	930,000	935,000	18,600	980,000	985,000	19,600	
835,000	840,000	16,700	885,000	890,000	17,700	935,000	940,000	18,700	985,000	990,000	19,700	
840,000	845,000	16,800	890,000	895,000	17,800	940,000	945,000	18,800	990,000	995,000	19,800	
845,000	850,000	16,900	895,000	900,000	17,900	945,000	950,000	18,900	995,000	1,000,000	19,900	
850,000	855,000	17,000	900,000	905,000	18,000	950,000	955,000	19,000	1,000,000	1,005,000	20,000	
855,000	860,000	17,100	905,000	910,000	18,100	955,000	960,000	19,100	1,005,000	1,010,000	20,100	

備考 「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、「(調整所得金額)」とは、法第36条の規定による申告書の提出があつた場合において、同条の規定により所得税法第14条の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

00932

第二十四号様式

昭和 年 月分料理飲食等消費税納入申告書

申告納入期限翌月末日まで

鳥取県知事 氏 名 豊 金庫(局)		経営場所		種類		所在地		種 類		所在 地		納税義務者		登録番号		住所	
納入場所		昭和 年 月 日		金庫(局)		経営場所		種 類		所在 地		種 類		所在 地		納税義務者	
申告年月日		昭和 年 月 日		金庫(局)		経営場所		種 類		所在 地		種 類		所在 地		納税義務者	
利用区分		適用区分		総計		免税点以下の		控除等		課税		課税標準額		税率		税額	
旅館における宿泊料金		1,000円を超えるもの		人員 料 金 円		の人員		の人員		の金額		(円)		(%)		(円)	
遊興、飲食又はその他の利用料金		1,000円以下のもの		人員 料 金 円		の人員		の人員		の金額		(円)		(%)		(円)	
あらかじめ提供品目ごとの料金を支払う飲料		1,000円以下のもの		人員 料 金 円		の人員		の人員		の金額		(円)		(%)		(円)	
代		花		料		金		時間		時間		時間		時間		時間	

第二十四号様式を次のように改める。

00933

第二十五号の様式

昭和 年 月分料理飲食等消費税納付申告書 (条例第九十三条第三項該当)

第二十五号の様式を次のように改める。

計		冊番号		番 号		書 換		発行枚数		客室数		男 数		女中数		摘要	
この申告により納入すべき税額 円		整理簿記入		調定決議		台帳登載		この申告により納入すべき税額 円		整理簿記入		調定決議		台帳登載		摘要	

鳥取県知事 氏 名 豊 金庫(局)	納付場所	申告年月日	昭和 年 月 日	種類	所在地	納税義務者	特別徴収義務者としての登録番号	住所
経営場所	種 類	所在 地	種 類	所在 地	納税義務者	特別徴収義務者としての登録番号	住所	氏名又は名称印



区分	通常支払うべき飲食、宿泊並びにその他の利用行為に係る		非課税、免税の料金を除くべき額	差引課税標準額	税率	算出税額	特別徴収した又はあつた額	差引納付額	摘要
	人員	総料金(円)							
旅館における宿泊料				円	10/100	円	円	円	
遊興、飲食又はその他の利用料金	1人1円以上のものを1,000円を超え、3,000円以下のもの			円	15/100				
あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の料金	1,000円以下のもの			円	10/100				
計									

「備考」 この申告書は、県税条例第九十三条第三項の規定によつて旅館等の特別徴収義務者が株主優待券等により割引して遊興飲食等をさせた場合或はその他無料で遊興飲食等をさせた場合において通常支払うべき遊興飲食等の料金と現実に支払われた料金との差額について、当該特別徴収義務者が納付すべき料理飲食等消費税額に係る納付申告書ですから、第二十四号様式「料理飲食等消費税納入申告書」とあわせて月分を申告して下さい。

附 則

(施行期日)

- この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
(県民税に関する規定の適用)
- この条例による改正後の条例(以下「新条例」という。)中個人の県民税に関する規定(第三十一条第一項の規定を除く。)は、昭和三十七年度分の個人の県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(事業税に関する規定の適用)
- 新条例中第三十一条第一項の規定は、昭和三十八年度分の個人の県民税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 新条例中個人の事業税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
- 新条例第五十条第一項第二号及び同条第二項並びに第五十二条第一号の規定は、施行日の属する事業年度

分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本項において同じ。)

- から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する規定の適用)
- 新条例第六十八条の三及び第六十八条の四の規定は、施行日以後において不動産を取得した場合について適用する。
- 新条例第六十八条の十及び第六十八条の十一の規定は、施行日以後において事業協同組合等が不動産を取得した場合について適用する。  
(県たばこ消費税に関する規定の適用)
- 新条例第七十一条及び第七十二条の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡

される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

9 昭和三十七年四月から昭和三十八年二月までの各月において小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこに係る県たばこ消費税の新条例第七十一条第三項の課税標準算定の基礎となる額は、前項の規定にかかわらず、二・六〇一円とする。

(旧条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた県税の取扱い)

10 この条例による改正前の条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた県税については、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
部 鳥取市  
月 一  
極 二〇円  
〔定価〕 (送料共)